

# 平成30年度主任介護支援専門員研修 開催要項

## 1 目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

## 2 主 催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（介護支援専門員指定研修実施機関）

## 3 対 象 者<受講要件>

介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員のうち、下記（1）～（3）のすべての条件に該当する方

（1）下記①から③のいずれかに該当すること

①居宅介護支援事業所で専任（注1）の介護支援専門員として従事した期間（注2）が、通算して5年（60か月）以上で、現在も居宅介護支援事業所で就業している方

②ケアマネジメントリーダー養成研修（注3）を修了した方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所で専任（注1）の介護支援専門員として従事した期間（注2）が通算して3年（36か月）以上で、現在も県内の居宅介護支援事業所で就業している方

③現に地域包括支援センターに配置されている方

（2）介護支援専門員専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している方（注4）

（3）勤務先の所在する市町長から推薦を受けた方

（注1）「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。また、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できます。ただし、居宅介護支援事業所以外の事業所等の管理者又は職員との兼務期間は算定できません。

（注2）・「従事した期間」は、居宅介護支援事業所において従事した期間のうち、平成30年6月30日までを対象とします。

・端数の日数は30日を1か月として計算してください。

・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。産前産後休暇については、従事期間に算入できます。

・単に要介護認定のための調査業務のみ行っていた期間や利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行ったのみで、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

（注3）「ケアマネジメントリーダー養成研修」は、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修です。

（注4）平成15年度から17年度における介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱのいずれかを修了している方は、専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】を修了したものとみなします。

なお、過去に受講歴があっても、直近の受講が実務未経験者対象更新研修または再研修の場合は、再度専門（更新）研修【研修課程Ⅰ・Ⅱ】の受講が必要です。

## 4 募集人数

80名程度

## 5 受講料

52,000円

## 6 開催日時

内容	開催日	時間
	平成30年	
1日目	10月 5日 (金)	9:15～16:45 (受付8:30～)
2日目	10月 6日 (土)	9:30～16:15 (受付8:45～)
3日目	10月 7日 (日)	9:30～16:15 (受付8:45～)
4日目	10月20日 (土)	9:30～17:30 (受付8:45～)
5日目	10月21日 (日)	9:30～16:15 (受付8:45～)
6日目	10月27日 (土)	9:30～17:30 (受付8:45～)
7日目	11月 3日 (土)	9:30～16:15 (受付8:45～)
8日目	11月 4日 (日)	9:15～15:15 (受付8:45～)
9日目	11月10日 (土)	9:30～16:30 (受付8:45～)
10日目	11月11日 (日)	9:30～16:15 (受付8:45～)
11日目	11月17日 (土)	9:30～16:15 (受付8:45～)
12日目	11月18日 (日)	9:30～16:15 (受付8:45～)

## 7 開催会場

愛媛県総合社会福祉会館 2階「多目的ホール」(松山市持田町三丁目8番15号)

## 8 研修内容

別添「平成30年度主任介護支援専門員研修カリキュラム」参照

## 9 昼 食

各自でご準備ください。昼食・休憩時間が短いため、できるだけ研修開始前にご準備ください。

## 10 受講料の支払方法

受講料の振込みは、受講決定通知案内時に専用の振込用紙を同封しますので、県内の伊予銀行窓口からお振込みください。県内の伊予銀行窓口からの振込みは手数料無料です。

## 11 申込方法

(1) 下記の書類等を事務局まで郵送又は直接お持ちください (FAX不可)。

- ① 【様式1】「受講申込書」 ※全員提出
- ② 【様式2】「市町長推薦書」 ※全員提出
- ③ 【様式3】「受講確認書」 ※全員提出
- ④ 【様式4】「実務経験証明書」 ※居宅介護支援事業所に所属する方のみ提出
- ⑤ 【様式5】「自己PRシート」 ※全員提出
- ⑥ その他証明書類 (様式1「受講申込書」裏面「添付書類」参照) ※全員提出

(2) 1地域包括支援センター又は1事業所あたり1名の申込みとします。

(3) 受講申込書等の様式は、本会ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

## 12 申込締切

**平成30年8月15日(水) 必着**

## 13 携行品

- ・介護支援専門員証  
※ 各日程の入退場の際に必要ですので、必ずお持ちください。
- ・筆記用具

## 14 受講決定等

- (1) 受講決定（受講可否）については、**8月24日（金）までに**希望された郵送先へ送付します。
- (2) 申込人数が定員を超えた場合は、次の優先順位に従い選定を行います。

- 【優先順位1】退職や異動等により後任の主任介護支援専門員が必要な地域包括支援センターに所属する者
- 【優先順位2】主任介護支援専門員が不在の居宅介護支援事業所において、平成33年4月以降に管理者として配置される予定のある者（現在の管理者を含む）
- 【優先順位3】特定事業所加算にかかる届出をしている居宅介護支援事業所に所属し、退職や異動等により主任介護支援専門員を予定している者
- 【優先順位4】特定事業所加算にかかる届出を予定している居宅介護支援事業所に所属する者

## 15 事例提出

受講決定者には、下記カリキュラムにおいて使用する事例を作成いただきます。受講決定時に作成方法及び様式等をご案内します。

- (1) 「スーパービジョン」（6日目～8日目）で使用する事例（1事例）
  - (2) 「事例研究及び事例指導方法」（9日目～12日目）で使用する事例（1事例）
  - (3) 提出期限は、**9月20日（木）必着**を予定しています。
- ※ (1)と(2)の提出様式は異なりますが、共通内容の事例でも結構です。
  - ※ 提出された事例を事務局及び講師がチェックし、一部修正または再提出を指示する場合があります。

## 16 修了証明書

全課程を受講した方には、受講者の自己評価表、研修レポート等により、講師及び事務局の評価を経た上で、郵送で修了証明書を交付します（3月中旬頃を予定）。ただし、下記に該当する場合は、修了証明書の発行を見送ることがあります。その場合、受講料をお返ししませんのであらかじめご了承ください。

- ・遅刻や早退その他不適切な受講状況があった場合
- ・主任介護支援専門員に必要な知識及び技術を修得していないと判断された場合

## 17 個人情報の取り扱い

本研修事業の実施にあたり、受講者の選定及び通知を行うため、受講申込書に記載された個人情報を利用します。受講決定者については、研修の効果的な実施に資するため、講師に情報提供を行うほか、受講者の相互交流のため、受講者氏名・所属等について情報提供を行います。

また、研修修了者については、主任介護支援専門員としての専門性・公共性を踏まえ市町及び地域包括支援センターに氏名等の情報提供を行います。

## 18 その他

- (1) 会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。会場駐車場が満車の場合には、必ず有料駐車場（市内電車南町電停前等）に駐車し、玄関前及び周辺道路等への駐車はご遠慮ください。警察の取り締まり等のトラブルについては、本会は一切の責任を負いません。**（会場地下駐車場の開錠は概ね午前8時です。開錠前の出入口付近及び周辺道路等への駐停車は厳禁です。）**
- (2) 会場への交通機関の確認及び宿泊の手配・費用については、受講者各自でお願いします。
- (3) 上記以外でご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡ください。

## 19 申込み・連絡先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 福祉研修課（担当：石丸・木口）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398

Eメール kenshu@ehime-shakyo.or.jp / URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>